

ている。

ヒルデガルト・フォン・ビンゲンは十二世紀に生きた尼僧で、女医、神秘家、博物学者でもある。彼女にはいくつかの著作があるが、そのなかの「ベネディクト会則の解説」で健康についての要件として、生活の規律が語られている。その内容は non naturals に似たような項目となっている。

### 三、治療学からの看護学の分離

医学部のカリキュラムに「治療学総論」に相当する科目はない。診断学はあるが医療の最終目標である「患者の病からの解放と社会復帰」の手段である治療について、その総論を学問として体系化した著書は皆無に近く、学としての治療学とその体系化を望む声も聞かれる。

治療学の基本はヨハンニチウスの著書で述べられているように、non naturals の養生法、薬物、外科の三つにある。そのうちの non naturals の養生法の内容は、近代看護学で教えられる看護方法とほぼ同様のものである。現代アメリカの看護理論家ロジャースは看護を「非侵襲的治療様式」に関与するものにとらえている。

以上のことから一つの仮説として、治療学から看護学が分離し、独立した学問になったと考えることができるのではないだろうか。

(平成五年四月例会)

## 中国伝統医学の蔵府を考える

### 一 肝と肝臓 Liver

宮川 浩也

中国伝統医学の蔵府観は謎が多い。たとえば、三焦・心包は有名無形の蔵府といわれ、現代医学のどの臓腑に比定すればよいのか、今もって確たる見解を得られていない。また、中国伝統医学の「脾」は、現代医学の脾臓に該当するとか脾臓と脾臓を併せているなどと考えられている。このように中国伝統医学の蔵府観は、相変わらず未解明の部分が多い。

一般的に言って「文献中に見える五臓の機能と現代医学に於ける諸臓器の機能とを対照すると、肝・心・肺・腎については略ぼ現代の肝臓・心臓・肺臓・腎臓と同じものとみなすことができる」とするものが最も妥当らしい見解である。

ところが、中国伝統医学の經典ともいえる『素問』・『靈樞』などの記載をみると、本当に中国伝統医学の五臓が現代医学でいう臓器とみなしてよいのだろうかと迷ってしまう。

次のいいかたもある。「肺という『臓』は、肺葉をもつ臓器だけではなく手太陰肺経が流れる身体すべての領域を指す概念である。営・衛の気や脈動とのかかりを考えれば、皮膚や心臓や胃腑との関係性なども、肺臓という巨大なシステムのうちに入れなければならない。同様に腎臓といえは、空豆状の臓器ばかりか、脳、脊髄、多くの経絡を含む一大システ

ムを指している。近代西欧医学にないものとして指弾される脾臓については、形体や位置・主機能から脾臓に比定されるにしても、システムとしては十二指腸や胃機能、さまざまな内分泌機能を含めて考えねばならない。

そこで、五蔵の中から、「肝」を取り上げ、現代の「肝臓」とどのようなかわりがあるのかを病証を材料に検討してみた。中国伝統医学でいう「肝」のシステムは「肝」を中心にして「胆・目・足厥陰肝経・筋・怒」など関連しているが、「肝」というシステムの中心にある「肝」という蔵は「肝臓」とどのような関係にあるのだろうか。

肝炎や肝硬変などの「肝臓」の病証と比較した「肝」病証は次のような記述である。

①『靈枢』経脈篇の足厥陰肝経の経脈病証

②足厥陰肝経の経穴の主治症

③その他『内経』に散在している「肝」病証  
たとえば①の病証を見てみると、

是動病—腰痛不可以俛仰・丈夫癢疝・婦人少腹腫・甚則噎乾・面塵脱色

所生病—胸滿・嘔逆・飧泄・狐疝・遺溺・閉癃

と記述されているが、この中で明らかに「肝臓」病証と思われるものは「胸滿・嘔逆・飧泄」であるが、逆にいえば「肝臓」病証の「倦怠感・発熱・頭痛」などが記載されていないのが知れる。

このように②や③をみてみるとつぎのようなことがいえる。

中国伝統医学でいう「肝」は、「肝臓」とある程度かわりがあるが、まったく別のものを想定していたといえる。このことは心包・三焦が「無形」であることも関わっている。今回取り上げなかったが、中国伝統医学の「胃」は「胃 Stomach」に相当しないなどを含めても、中国伝統医学の蔵府観は、現代医学の臓腑観から切り離す必要がある。

【注】

(一)(二)両者を区別するために、中国伝統医学の蔵府には「蔵」をつけず、現代医学の臓腑の場合「臓」をつけた。

(三)林克「五臓の五行配当について—五行説研究 その一」『中国思想史研究』第六号、二七頁、一九八四。

(四)石田秀実『中国医学思想史』一三四頁、東京大学出版会、東京、一九九二。

(平成五年四月例会)

森鷗外と医学留学生たち

山崎 光夫

森鷗外(一八六二—一九二二)は明治十七年(一八八四)、念願の洋行を実現する。陸軍二等軍医の地位で陸軍衛生制度調査および軍陣衛生学研究のためドイツ留学を命じられた。

日本がドイツ医学に範を取るようになった経緯には、明治二年一月二十三日、行政官より医学校取調の事を命ぜられた